

初めての方向け！／

特定技能 完全攻略ガイドブック

基礎知識をわかりやすく図解で整理





1. 在留資格「特定技能」とは？

- a. 対象職種
- b. 技能及び日本語能力の水準
- c. 送り出し国
- d. 特定技能の対象となる外国人
- e. 特定技能1号と2号
- f. 技能実習との比較

2. 「特定技能」外国人を受け入れるためには

- a. 受け入れ企業の要件
- b. 10の支援業務
- c. 登録支援機関の役割
- d. 募集から勤務開始まで

3. 弊社案内

1. 在留資格「特定技能」とは？

2019年4月、深刻な人手不足に対応するため、新たに創設された在留資格です。

一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人が取得することができます。

本パートでは、特定技能の概要について押さえていきましょう。



1- a 対象職種



特定技能は、受け入れ可能な職種に制限があります。

現在、受け入れが可能な産業分野は下図の**12分野**のみです。

※ 素形材産業・産業機械製造業・電気電子情報関連産業はまとめて一つの分野です。

各分野ごとに管轄省庁が存在し、それぞれにおいて独自の受け入れ基準を設けています。

※ 建設業の企業様は、特定技能外国人の受け入れ許可を国土交通省から得る必要があります。

※ 経済産業省管轄産業の企業様は、自社の製造品目次第で受け入れ可否が変わってきます。

各業界団体の要望がなされた場合、受け入れ可能な対象分野が追加されることがあります。

※コンビニ/トラック運転手/廃棄物処理の3分野で、近いうちに追加される予定です。



1- b 技能及び日本語能力の水準



特定技能になるには、対象外国人が技能及び日本語能力が一定の水準を超えている必要があります。

一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人が特定技能の対象者になります。

そのため、以下の**技能及び日本語能力試験**を通じて、必要な水準に達しているかを確認します。

技能実習2号及び3号修了者は、技能実習時と同じ業種で特定技能へ移行する場合、当該2つの**試験を免除されます**。

技能評価試験



各14の産業分野ごとに知識・技能レベルを確認するため、ペーパーテストを実施しています。

一部の分野では、実技試験が課される場合もあります。

国内のみならず、二国間協定締結国でも開催されています。

日本語能力



日本語能力は、14分野で統一水準となっており、以下2つのうち、どちらかに合格することが必要です。

- ・日本語能力試験 N4級以上
 - ・国際交流基金日本語基礎テスト A2レベル以上
- 国内のみならず、国外でも実施されています。

1- c 送り出し国



国外から新たに特定技能として呼び寄せる場合は、二国間協定締結国の方かどうかを確認しましょう。

国内在住外国人の方であれば、

先にあげた試験（技能及び日本語試験）に合格していれば、国籍問わず在留資格の変更が可能です。

一方、国外から新たに特定技能として初来日する際は、注意が必要です。

現在、日本政府と二国間協定を締結している以下の国以外では、現地国で技能評価試験が実施されていません。

そのため、二国間協定を締結している国の方以外は事実上、特定技能の要件を満たすことができません。

二国間協定を締結している国



ベトナム



ミャンマー



フィリピン



モンゴル



ネパール



インドネシア



タイ



カンボジア



インド



ウズベキスタン



パキスタン



バングラディシュ



スリランカ

1 - d 特定技能の対象となる外国人



『採用したい外国人が、特定技能の在留資格を得られるか』を判断することが重要となります。

特定技能の対象となる外国人かどうか、見極めるポイントとしては以下の3点です。

- ・居住地 : 国内 or 国外
- ・在留資格 : 技能実習 or 元技能実習 or それ以外
- ・技能評価及び日本語能力試験の合格状況

国内在住者

① 技能実習2号・3号修了者

同業種で移行 ➡ 試験免除

他業種へ移行 ➡ 技能評価試験合格が必須

② 技能実習以外の国内在住者（留学生など）

以下2つの試験合格が必須

- ・技能評価試験
- ・日本語試験（N4 or A2以上）

国外在住者

③ 技能実習2号・3号修了者

同業種で移行 ➡ 試験免除

他業種で移行 ➡ 技能評価試験合格が必須

④ 元技能実習以外で日本へ入国する方

二国間協定を締結している国で

技能評価試験・日本語試験合格が必須

1- e 特定技能1号と2号



特定技能には、「特定技能1号」・「特定技能2号」と2つの種類が存在します。

	特定技能1号	特定技能2号
業種	14業種	建設と造船
在留期限	5年	制限なし
技能水準	相当程度の知識と経験	熟練
技能試験	あり (技能実習2号・3号から同業種で移行する場合、試験免除)	あり
日本語試験	日本語能力試験N4相当 (技能実習2号・3号修了者は試験免除) (介護業の場合、介護日本語評価試験に合格する必要あり)	なし
家族の帯同	認められない	認められる

1号より2号の方がより外国人材にとって魅力的な待遇（在留期限の制限なし/家族帯同が認められる）になります。
その分、2号取得のためには、厳しい条件（高い難易度の技能評価試験）をクリアする必要があります。

※現在、特定技能2号への移行対象産業分野は2分野のみですが、今後介護を除いた13業種へ拡大される見込みです。

1-f 技能実習との比較

よく比較される「技能実習」とは何が具体的に異なるのでしょうか。

前提として、制度の設立における目的が大きく異なるため、特定技能・技能実習で相違点が何点か存在します。

	特定技能	技能実習
設立目的	労働力の確保	技能の移転による国際貢献
受け入れ人数制限	制限なし（※建設と介護は制限あり）	常勤職員数に応じて制限があり
残業時間の制限	36協定の範囲内（日本人と同等）	原則月45時間以内
給与	日本人と同等かそれ以上	最低賃金で雇用可能
転職可否	可能	不可
書類手続き	申請は煩雑 受け入れ後の備え付け帳簿は少ない	申請は煩雑 受け入れ後の備え付け帳簿も煩雑
支援団体	登録支援機関	協同組合
家族の帯同	特定技能1号：不可 特定技能2号：可能	不可

2. 「特定技能」外国人を受け入れるためには

特定技能制度の概要をご理解いただいたところで、

次は、特定技能外国人を実際に受け入れるために押さえておくべき事項を説明していきます。



2 - a 受け入れ企業の要件



受け入れ企業は、外国人が日本で働き生活していく上で必要な「支援業務」を行うことが義務付けられています。

特定技能外国人を受け入れるには、**企業様が満たしていなければならない要件**が存在します。
本来はより細かい基準がありますが、ここでは特に重要なものを抜粋しております。

受け入れ機関自体に関する基準

- ・ 1年以内に解雇者がいない
(特定技能と同業務従事者)
- ・ 1年以内に行方不明者がいない
- ・ 5年間、出入国・労働法違反がない
- ・ 外国人が保証金の徴収をされていない
- ・ 約金を徴収していない
- ・ 受入費用を外国人が負担していない
- ・ 報酬を口座振込により支払うこと
- ・ 分野に特有の基準に適合すること

雇用契約に関する基準

- ・ 分野で規定された業務に従事させる
- ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上である
- ・ 外国人であることを理由に、待遇に差別的な取扱いをしていない
- ・ 一時帰国の希望時は休暇を取得させる
- ・ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、
受入れ機関が負担し、契約終了後の
出国を円滑にするよう対処する

支援体制に関する基準

- ・ 以下いずれかに該当すること
 - ア 過去2年間に中長期在留者の受入れを行っており、職員から支援責任者・支援担当者を選任している(兼任可)
 - イ 過去2年間に中長期在留者の生活相談等に從事経験がある者から、支援責任者・支援担当者を選任している
 - ウ ア・イと同程度に支援業務を適正に実施することができる者から、支援責任者・支援担当者を選任している
- ・ 外国人の母国語で支援可能な体制を有している
- ・ 支援責任者・支援担当者が、支援計画の中立的な実施を行い、欠格事由に該当しない
- ・ 支援責任者・支援担当者が、外国人及びその監督者と定期面談を実施することができる

支援体制に関する基準において、「支援責任者」と「支援担当者」を専任し支援業務を行うことが必要とあります。
支援の中立性を守るために社長や特定技能外国人の上司にあたる方はなれず、人事部など他部署の方が就任する必要があります。
支援体制に関する基準を満たせない場合は、登録支援機関に委託することで基準を満たしたことになります。

2 - b 10の支援業務



では、特定技能外国人への支援業務とは、具体的にどのようなものがあるのでしょうか？

専任した支援責任者のもと、次にあげる**10の支援業務**を行う必要があります。

この支援業務に関しては、「支援計画」という書類に取りまとめて、出入国管理庁へ提出します。

特定技能外国人の受け入れ後には、定期報告書と共に支援の実施状況を報告することとなります。

- 1 事前ガイダンス
- 2 出入国する際の送迎
- 3 住居確保・生活に必要な契約支援
- 4 生活オリエンテーション
- 5 公的手続き等への同行
- 6 日本語学習機会の提供
- 7 相談・苦情への対応
- 8 日本人との交流促進
- 9 非自発的転職の支援
- 10 定期的な面談・行政機関への通報

また、特定技能外国人の受け入れ後に支援計画の内容に変更があった際には、変更事由が発生した日から14日以内に管轄の出入国管理庁へ変更届を提出する必要があります。

※ 上記の業務全て登録支援機関に委託することも可能です。

2 - c 登録支援機関の役割



登録支援機関とはそもそもどんな役割があり、どんな担い手のことを指すのでしょうか？

まず、登録支援機関の役割としては、大きく以下2つ存在します。

1. 特定技能外国人への支援を適切に実施すること

- ・ 支援責任者及び支援担当者を選出し、計画に基づき支援業務を実施
- ・ 定期面談を実施し、母国語での相談対応

2. 各種書類作成及び関係行政機関への提出・報告

- ・ 支援計画等の必要文書の作成及び保管
- ・ 支援状況に関する定期報告等を出入国管理庁に提出する
- ・ 受け入れ企業で違反事項が発覚した場合、関係行政機関へ通報する

登録支援機関の担い手としては、大きく3つに分類することができます。

登録支援機関としての許認可を出入国管理庁から受ける必要があるため、一定の基準を満たした事業者のみ活動可能となります。

技能実習の監理団体

人材紹介・派遣などの
民間企業

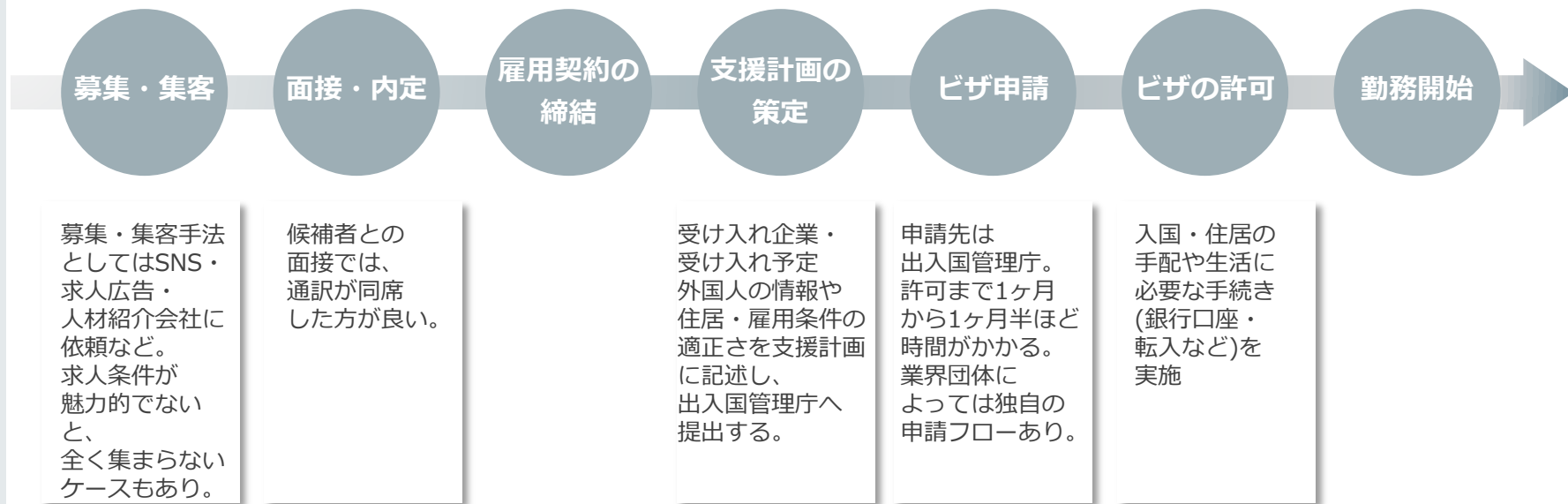
行政書士・社会保険労務士
事務所などの
外国人支援サービス事業者

支援体制の基準を満たせない場合や10の支援業務を実施するリソースが不足している場合は、
登録支援機関に委託することができますので、ご活用を検討ください。

2 - d 募集から勤務開始まで



実際に特定技能外国人を雇用するには、どのようなステップを踏む必要があるのでしょうか。



上記一連の流れにおいて、登録支援機関に委託することも可能です。

特に、ビザ申請に関しては、各国の事情や14の分野ごとにフローが異なりますので、初めて特定技能外国人を受け入れる企業様は登録支援機関に委託した方が確実な手続きを進められます。

会社案内



社名	株式会社ジンザイベース
設立	2021年6月
従業員	28名（パートナー含め）
代表	中村 大介
許認可	有料職業紹介事業許可 （許可番号：13-ユ-313484） 特定技能登録支援機関 （登録番号：21登-006355）

所在地 東京都千代田区神田錦町 2 丁目2-1
KANDA SQUARE 11F



- 東京メトロ「小川町」駅 徒歩5分
- 東京メトロ「神保町」駅 徒歩7分

お問い合わせ



株式会社ジンザイベース
営業開発部



info@jinzaibase.co.jp



〒101-0054
東京都千代田区神田錦町 2 丁目
2-1 KANDA SQUARE 11F



03-6555-2166

◆ 弊社を選んでいただくメリット ◆

質の高い外国人
を雇用できる

当社のノウハウ
を活用できる

人材不足を
解消できる

写真&イラスト引用元 : Unsplash, SILHOUETTE ILLUSTRATION